



ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

令和5年3月

労災保険への特別加入について

今年も、労働保険申告の時期が近づいてきました。特に、弊所が運営する「労働保険事務組合 経営資源開発協会」へ加入いただいている顧問先様に置かれましては、今回「労災保険への特別加入」について説明いたしますので、今一度加入状況を確認いただき、必要に応じて労災の特別加入への新規加入・変更などについてご検討くださいますようお願い申し上げます。（労働保険の申告時にも別途ご案内致します）

【特別加入制度とは】

特別加入制度とは、労働者以外の方のうち、就労の実態や災害の発生状況からみて、労働者に準じて保護することがふさわしいと見なされる人に対して労災保険に特別に加入することを認めている制度です。但し、特別加入をするためには労働保険事務組合に労働保険の事務を委託していることが要件とされています。

労災保険は、本来日本国内で労働者として事業主に雇用され賃金を受けている方を対象としています。そのため、事業主・自営業主・家族従業者など労働者以外の方は労災保険の対象にならず、業務により負傷した場合などでも労災保険給付を受けることは出来ません。

労働保険事務組合に加入できる中小事業主等とは

中小事業主等とは、以下の①、②に当たる場合をいいます。

- ① 【表1】に定める数の労働者を常時使用する事業主（事業主が法人その他の団体であるときは、その代表者）
- ② 労働者以外で①の事業主の事業に従事する人（事業主の家族従事者や、中小事業主が法人その他の団体である場合の代表者以外の役員など）

【表1】

業 種	労働者数
金融業 保険業 不動産業 小売業	50人以下
卸売業 サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

【NEW】一人親方特別加入制度について

経営資源開発協会では、今まで一人親方の特別加入手続きを行っていませんでしたが、令和5年4月～一人親方の特別加入についても取り扱いを開始致します。

加入金、組合費の詳細については弊所までお問い合わせください。

労災保険特別加入のメリット

労災保険に特別加入をすることのメリット

- (1) 従業員同様、業務上の傷病について、労災保険から医療費が全額支給されます。

➡社会保険に加入している事業主は、原則として業務上の怪我について健康保険証を使用して療養を受けることができません。業務上の重大事故などの場合であっても、10割負担となってしまいます。また、通常の医療保険は入院した場合などに給付がありますが、「医療費」については対象外の場合がほとんどです。

➡ただし、特別加入で支給される傷病の範囲は「**従業員と同様の作業をしている場合**」に限られます。いわゆる「社長業」としての業務や、単独で残業をしていた場合などは補償の対象外となります。

(2) 給付基礎日額は 3,500 円～加入することが可能

➡1 日の給付基礎日額は最低 3,500 円から加入することができます。給付基礎日額が低いと、休業した場合の給付額は少なくなってしまうますが、「医療費」については全額労災から支給されます。また、給付基礎日額を下げることで、年間の保険料額を下げることもできます。

【料率改定】令和 5 年 3 月～社会保険料が改定されます

令和 5 年 3 月分より、社会保険（健康保険料率、介護保険料率）が改定されます。

	旧保険料率	新保険料率
宮崎県	10.14%	9.76%
鹿児島県	10.65%	10.26%

宮崎県・鹿児島県における社会保険料は左記の通りです。
なお、介護保険料については**全都道府県一律 1.82%（旧：1.64%）、子ども子育て拠出金率については、0.34%（旧：0.36%）**となります。

具体的な社会保険料の額等については、各担当より個別にご案内差し上げます。

給与計算の際には、保険料の改定作業をお忘れのないようご注意ください。

【【助成金】産業雇用安定助成金についてのご案内

今回は産業雇用安定助成金についてご説明します。

この助成金は**在籍型出向**を行い、対象労働者の**スキルアップを目的**として出向させた場合に賃金助成されるという助成金です。

では、どういった方が対象になるかは次のとおりです。

【条件】

- ①労働者の**スキルアップを目的**としていること。
- ②出向している労働者が出向から戻ってきて、**元の事業所で働くことが前提**となる。
- ③出向復帰後、対象労働者 **6 か月間の賃金が出向前賃金と比較して 5%以上上昇**していること。

※但し企業グループ間の出向は対象外となります。

【助成額について】

以下の**いずれか低い額に助成率を掛けた額（最長 1 年まで）**が助成額となります。

- | | | |
|--------------------------|---|--------------|
| ①出向労働者の出向中の賃金（出向元が負担する額） | ➡ | ×2/3（中小企業） |
| ②出向労働者の出向前の賃金の 1/2 の額 | | ×1/2（中小企業以外） |

また、上限額については 1 人当たり 8,355 円/日、1 事業所当たり 1 年度当たり 1,000 万円まで支給されます。

※但し、上限額は令和 4 年 8 月 1 日時点での最高額となり、毎年 8 月改正となりますのでご注意ください。

省略してのご説明となりましたが、助成金を診断するツール等も御座いますので、ご連絡をお待ちしております。



お問い合わせは当法人まで